

政治学の対象としての国家

——政治権力論序説——

春宮千鉄

一 問題の提起

戦争か平和かが今日政治上最も鋭い対立問題であることは何人も否定し得ない。この問題は部分的核停条約の調印が終ったことでそれで一切解決され得るものでないことも、敢て中国（中共）の政府声明をまつまでもなく条約調印国さえ否定してはいない。しかし現代は多くの面で革命的変革の真只中に立っていると云ってよい。科学技術革新、植民地主義の崩壊、社会主義政治圏の成長拡大とその重圧、これらは相互に影響し合っているが、これら変革的諸力のインパクトは主として政治の面に結集されて来ている。今日経済学専門家による国家の問題——社会主義革命の種々の形態の追求と表裏をなしている——についての発言が多く見られるのは、国家の問題を単に政治的上部構造として、即ち、社会の全体の構造から一応独立したものとしてみ解明することが現代の時限にあっては、その科学性においても、実践性においても役に立たなくなったことを示すものである。言葉を

かえれば現代が社会構造の全面的変革期にさしかかっていることを表示するものであろう。特に最近所謂「構造改革論」による平和革命の見透しと関連され国家が純粋な経済学的分野の一隅を占めるように理解され―下部構造としての国家、国家の二重構造論―さらに、このような理論が党派的政策乃至イデオロギー論と交錯して論争されることにより、国家という概念はますます混乱を招いているように思われる。この小論はこのように混乱した国家論にここで明快な最終的解決を与えようという大きな野心をもっているのではない。勿論、混乱した国家論に統一した確乎不動の内容を与えることの重要なことはいうまでもないが、このためには国家をめぐって種々の立場から論争をつくし、かつ、夫々専門の分野から国家を研究対象とする諸学問と諸学者の協同をまたなくては解決できるものではない。¹⁾

政治学の対象としての国家とは何か。上部構造としての国家とは何か、問題をここに限極して、いたずらに混乱された国家概念の中から政治的国家概念のみを抽出しようと試みるのである。国家を政治学の対象として見るという場合当然第一に問題になるのは政治概念の定立である。どのように政治という現象をとらえているのか、その場合に国家はどんな内容として把握されるか、このことの解明をまたずして複雑な社会現象のうちから国家現象（政治学の対象としての）を抽出することはできないであろう（政治概念の論理的先行性）。従って、国家論は同時に政治論となるのである。国家を政治的にいかにとらえるかは単に国家論の問題でなく、その人がいかに政治を理解するかのパロメーターとなるものである。国家概念の厳密な規定をする努力があるいは単なる「形式論理」に過ぎないとして軽侮する人もあろうが、国家概念をいかに定立すかが政治学の―実践の理論としての―基礎となることを洞察するならば、このような考え方は誤りである。但し、この小論では政治とは何かという説明は行われない。従って前述の論理と矛盾するように思われるかも知れない。しかし、国家を何かという理解が、

政治学の基礎となるということ、この国家論の中から自然と私の政治の概念も明白にされて行くと思う。なお、政治学は実践によってのみ科学性を実証される学問であるから、実践によって理論が実証されない限りその理論はイデオロギーの埒外を出ない。従って、この小論における国家論も、あるいは、一つのイデオロギーに過ぎないであろう。

(1) 独逸流の「国家学」(Staatswissenschaft)と名付けられる学問が国家を全面的にとらえているものでないことは何人も知るところである。この学問は国家から政治を捨象することによって、単なる国家形態論か、国法学に落ち入ってしまった。現在のように国家と社会との関係が密接である時代にこういう形で国家現象を綜合する学問は社会科学的価値に乏しい。

二 国家という言葉

ケルゼンがその大著「一般国家学」の中で一言語学者の言葉を引用し、国家とは瓢箪果であるといった。——「最も空虚な語は最も有用であり、それは一つの瓢箪果が自然の中味を取り出された後に徳利となるようなものである」(ケルゼン「一般国家学」清宮四郎訳三頁)——シュルツェが「独逸国法学」の中で「著書夫々独自の国家論をもち、殆ど同一類似のものがなく」(Schulze, 'Deutsches Staatsrecht', Bd. II, s. 15.)とまで極言しているのも国家概念の多岐性を述べたものとして、ある程度真実を語っている。国家概念の多岐性、あるいは、その概念の不正確なことは、必ずしもレーニンのいうようにブルジョア学者、著作家、哲学者によってのみ混乱させられているのではない。国家という言葉の歴史的運命によるものである。(今日、レーニンの国家論が問題になっているの

は彼がブルジョア学者であるからか)

国家という言葉は元来抽象語である。それは日本国を、ソビエト同盟を、そして米国を示すことができると共に、そのうちのいずれをも示すことができない。ステートの語原については様々な説明がなされているがこの言葉が総ての国家的組織を包括する抽象概念として一般化したのは近世イタリアであった。古代、中世にあっては、権力的組織集団を表示するために、これら集団の特定の部面だけをとり出し、その特性によって集団を名付けていた。このような命名法は具体的に集団の性格と当時の人に反映したものを表現することができたのである。例えば、古代国家を表わすポリスとか、トー・コイノンあるいはこれに相当するラティン語のシヴィタス(civitas)又はレス・プブリカ(res publica)というような名称の中にはその集団の属人的性格が示されている。中世紀に使用されたラント(Land)という用語は古代の国家観念とは対称的に地域国家の重要性に着目されたものであった。やがて統治権力の強大になるにつれて支配という観念が国家の要素として重視され、レグヌム(regnum)とかイムペリウム(imperium)という統治を意味するラティン語が用いられ、それが今日の Reich Empire の語原となったのである。これら様々な称号はイタリアに多種、多様な統治形態をもつ近代国家が発生すると共に、これらを総括して示す名辞としていずれも不適當となった。近代国家観念の出現と共にこれにふさわしい公用語が求められるに到ったのである。マキアベリの「君主論」はこの語(stato)が既に十六世紀には近代国家を示す公用語として充分使用されつつあったことを語るものである。¹⁾

国家という言葉が抽象語として国家集団一般を示すと共に、そのいずれをも指示しないという言葉本来のもつ性質から各国、各時代、各階級、各学者独自の国家概念が提出されるようになるのは当然のことであろう。本論が解明しようとするものは、本来抽象的で超現実的な、いわば無内容な国家という言葉に盛り込まれた個々

の具体的な要請——国家という言葉を通しての政治政策実現の要求——について分析することにほかならない。従って、国家という言葉に何が盛り込まれ得るか、この言葉によっていかなる現象を指示し得るのか、このことの検討から出発しなければならぬであろう。

国家を、人間社会そのものと観念するのはこの用語の最も通俗的使用方法である。所謂「国家のために」(State-*raison*)を至上命令として絶対制国家の統治形態を通じ長く人民を支配した思想がこれであった。政治はわたくしの理解するところによれば、社会の構成員の個別意思を統一して(社会意思)これを権力を通すことにより社会への外的規制の形に変える行為である。絶対制国家はその国家の社会構造から社会意思は常に一部の特権的勢力者の集団意思が、そのまま社会意思として定立されることになっていた。朕は国家という発想は正にこれを端的に表現するものである。このような権力関係が一応の安定性と継続性を有する限り、支配被支配の關係は神の秩序とも自然の秩序とも考えられて社会の内部から発生する社会意思とは考え得られなかった。「君權神授説」とか「国家有機体説」とか、前者は神の秩序を人間社会の秩序と考え、そこに中世的神秘的色彩をなお多分に残すに對し、後者が近代自然科学の方法論をとり入れてより科学的粉色をほどこしているにも拘らず両者のもつ絶対制的性格には何らの変りはない。(思想の非科学性を以て思想の存在性を否定することはできない。いかなる非科学的思想であろうとも社会に基盤をもつことはできる。二十世紀の神話といわれるナチスのローゼンベルグによる全体主義思想も、政治学における「地政治学」(Geopolitik)なる学問も、その非科学性を追求しただけでは地上から抹殺することはできない)

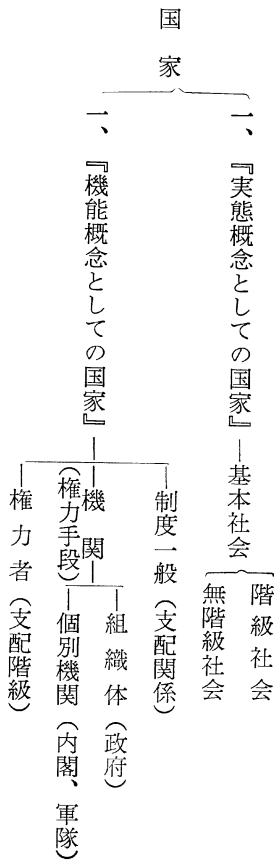
日本語の国家という言葉はそのまま国々家という封建的儒教精神を表明している。そして、それがステートの訳語として使用されることにより、本来支配状況に権力状況を示すために用いられたステートが倫理的内容をふ

くまれたまま強く思想的に定着したのであった。「日本社会の家族的構成」(川島武宜)はその上部構造として天皇制国家をもっていたのである。「わが国の家族制度なるものは……神ながらの道とも申しましようか……開闢以来の一つの制度であつたろうと思つてあります。……いわゆる君臣一如あるいは一君万民も、けっきょくこの家族制度と密接な関係があるのであります。」(川島「前掲書」一七五頁)このような思想状況が崩かいした今日国家という言葉には一種の嫌悪感がつきまとうことを否定できない。マルキシズムの見地に立つものでなくとも「国家悪」という感覚が生ずるのは当然であらう。しかし、この場合の「国家悪」を近代ブルジョアが国家に感じた「必要なる悪」と同一視することは誤りである。ヨーロッパ的絶対制国家においては国家から解放さるべきものは先ず第一にブルジョアであつたが、軍国主義的日本国家にあつてはブルジョアは既に解放されていたからである。

近代市民階級の勃興と共に資本主義経済体制に移行しつつあつた国々では新しい社会意思作成権力者の発生を見た。社会内部に社会意思作成権力者の対立が見られ、この社会意識の分裂は同時に国家の分裂へと反映し、国家の全体性という思想はようやく後景へ退くにいたつた。絶対制国家の下に説かれた有機体としての国家社会の觀念は殆ど学説上見出されなくなったのも当然である。しかし、このような現象は——国家・社会理論——単に有機体理論——物理的・心理的とを問はず——が捨て去られた、即ち自然科学的国家理論が唱道されなくなったというに過ぎない。現実には社会意思作成者の対立があいまいであつたり、あるいは、一方の側の勢力が弱く他方の側で殆ど社会意思決定権を独占する状況が存在する限り、国家社会理論は跡を断つものではない。社会という言葉で民族と変えようが、共同体、あるいは国民と表現しようが依然として国家Ⅱ社会である。資本主義の勃興期に唱えられた多元的国家論は今日民主政治国家觀の基礎をなすものではあるが、このような多元主義が説得力を有す

るのは社会の分裂状況を前提としなければならないのである。(分裂を前提としての統一、そこに契約理論の発生を見る) このことは一度、国家が戦争状態に突入したとき、たちまち民主政治が機能を停止することを以って見れば明白であろう。

国家を人間集団と解する限り、政治学的には国家Ⅱ社会である。従って、国家が命令するのは明らかに社会対個人の関係に立っての強制である。しかるに、現実には国家の命令が社会の命令(強制)と理解し得ない多くの事例があるのである。ここに国家Ⅱ人間集団Ⅱ社会という学説は数多き批判の前に立たされるにいたった。わたくしは国家Ⅱ人間集団観念をかつて『社会実態概念としての国家』と名付けた。これに対し国家を、功利主義的国家観—市民社会の独立—に基づいて社会の存続、発展のための集団機能と解する観念が発生した。私はこれを『社会機能概念としての国家』と名付けた。〔政治学の基本問題、増補版九〇頁〕社会の存続、発展のためには社会内部に種々雑多な制度や機能がある。(人智を発達させるための教育機能は重大であるし、このために学校という制度がある。教育の機能は社会が本質的に有するものであるが、学校制度は時代によって変化する。さらに教育の機能の具体的な容目的も時代と共に変遷する) 政治機能を実現する制度に着目して、これを国家と呼称するのである。このような



見解の上に立って国家をとらえるならばその内容は次の如きものとならう。社会秩序維持—社会目的達成のための一強制力(装置)、これを組織する人間群(官僚軍隊)、物理的強制力を把持し得る社会勢力(階級)。以上の国家概念にふくまれるものを図示すれば右のようになる。²⁾³⁾⁴⁾

(1) Jelinek, G. "Allgemeine Staatslehre", 1913. Bd. II. 英国でステートの語が今日の意味に用いられた始めての文献はイェリネックによればシェークスピアであるといわれる。例えばハムレット(制作年代は必ずしも明確ではないようであるが)が一五九八年から一六〇〇年にかけて構想がまとまったという(Thomas More Parrott, "Shakespeare", 1938, p. 668)ことであれば、英国でも、十六世紀から十七世紀にかけて、ステートは通用語になったものであらう。ハムレット第二幕の "A room of state in the castle" という幕の名称にもこのことは暗示されるが、同幕中に "warlike state" とか "our state to be disjoint and out of frame" というような言葉が見られる。

(2) 春宮「前掲書」九二頁より作成。

機関の中に組織体とあるのは統治機構全体を指す。普通これを国家といって、個別機関たる内閣を政府という。例えば、神山茂夫氏が「国家権力と忠誠」(思想、一九六三年六号、一一三頁)の中で「(5)国家と政府の関係」として両者の階級的性質は同じであっても、その機能と役割には一応の相違がある。またその政策にも、若干のちがいがあろう。ましてブルジョアの『三権分立』の場合、立法権をもつ国会、一般にそれと結びつく『政府』の役割は軽い、と。政府を行政府の意味に解するのは今日通説であるが、英、米のように政治が国民代表たる立法機関を中心として行われる国では特に行政権だけに政治を意味するような名称を与えていない。「ガバーンメント」は立法(議會)を中心にした政治機関全体を指すのに使用されている。日本明治憲法では権力分立制を一応認めながら権力は天皇にすべて統一され、天皇の直接行為と観念される内閣に實質的には最高の政治権力が与えられていた。正に行政府は政府であった。従って英、米の文献を読む場合に「ガバーンメント」を政府(日本的の)と解すると誤解を招く恐れがある。神山氏のいう『政府』の役割は軽いとは、日本の現在の政治形態が民主政治になったことを意味する。しかし、今日でも権力分立制に立ち且つ、物理力そのものであり、實際政策の立案、施行機関である個別機関たる内閣(行政権)は機関全体としての国家(英・米流の政府)の中でも、なお独自の立場をもっていることは否定し得ない。従って国家と政府とを「その機能と役割に一応の相違がある」といふことは現実には必ずしも否定し得ない。特に最近「行政国家」「官僚国家」あるいは「軍事国家」とかいわれ

る状況にあることからしても、両者の関係の検討は重要な政治学の課題である。

- (3) 国家を実態概念と解する場合は基本社会である。国際政治においては、まだ世界国家を生み出す段階からほど遠いのであるから国際政治学上、国家といった場合、それは各独立主権国家個々を意味し、それらの相互間の関係が問題になるのである。ソビエト同盟は同国憲法によれば各民族独立主権国家群から構成されているが、これらは結合して一つの基本社会を構成しているから(生産共同体)、各支分国間の関係は中央政府と地方政府との関係に等しい。(カルピンスキー「ソビエト国家論」南広志著)

- (4) 基本社会を民族とするのは十九世紀民族主義運動、あるいは民族国家の観念に基づく思想であるが、国家と民族とは同一の観念ではない。(拙著「前掲書」一一二—一二〇頁参照)特に二十世紀初頭、帝国主義的殖民地分割の紛争を民族運動という形で粉飾したために、今日でも民族を対立概念として、「基本的矛盾」とする観念が強い。殖民地主義者、分裂主義者の常套手段として使用される観念であり政策である。

三 政治学上の国家

政治の科学は実践によってその科学性を証明される。実践とは意識的行為であって、社会意識に基づいた行動である。自己のいづく社会価値の実現は自らの社会意識が普遍的、一般意思として定立されねばならない。政治は常に自己の理論の科学性を権力を把持することを通じて実証しようとする。政治は「権力への意思」は政治の目的でもあり、且つ政治の概念でもある。理論と科学とは実践を通じ、権力を媒介として結合されている。これを端的に抽象的に定義づけるならば政治とは「権力への」「権力をめぐっての」社会行為である。このことは「権力」が目的であるというだけでなく、科学性実証の手段でもある。このように政治を理解する限り政治の学問は政治の機能としての「権力」に密接な関係を有するものであること当然である。政治学は「権力」を重要な

研究対象とする。特に社会が分裂状況にある時は、実践の志向も強く、「権力」は一層強調される。今日「政治時代」などと呼ばれるのも、単に国家独占資本の上部構造として権力が問題にされるといっただけではない。むしろ、国家独占資本の時代がその内在する矛盾によって社会を深刻な対立状況に追い込んでいることをも示すものである。さらに、中央集権的近代国家にあっては権力は国家にのみ与えられる。ここに国家 \parallel 権力という発想が生れる。政治学において国家という場合、それは国家の実態概念をさすものではなく、あくまで機能概念であり、それは「権力概念」にほかならない。¹⁾²⁾

政治学における国家とは、政治の本質から考えて機能概念としての国家である。そして、それは権力概念である。――従来、政治学の対象について「国家現象説」と「社会現象説」が相争われた、前者の欠陥とされるころは政治現象を国家なる言葉が、常識的にも学問的にも広く一般に用いられているにも拘らずその意味が区々であつて頗る正確を欠いているにも拘らず、この不明確な国家概念を嚮道理論としていること、さらに積極的理由としては「政治は人類の社会行動であるが故ににその行動の意義はその機能に求められるので」あつて従つて、政治学では「国家はその機能と関係を有する限度に於いてのみ考察の視野に入るべき」であると。(蟻山政道「政治学の任務と対象」大正四年、一六九―一七〇頁、所謂「政治社会現象説」とこの「国家現象説」は慶応大学の潮田江次氏と京城帝大の戸沢鉄彦氏を中心として前後十数年、終戦直前まで行われた大論争であつて、政治学者は夫々の立場を擁護弁論して華やかな論戦が展開された。)第一の理由については誠にその通りである。それだからこそ、この小論が生れた。第二の論難については国家現象説の主張者が国家現象のすべて \parallel 政治現象としているのではないこと、即ち国家現象説の内容についての反対論者の誤解によるものである。(拙著「前掲書」三四頁参照)国家現象説をとる場合でも政治を機能と考え、これと関係を有する国家現象のみを政治学の対象とすることは反対説と大差ない。問題は当時

の論争が政治の機能（国家機能）とは何かという根本問題―権力問題―を回避しながら論争をつづけたことにある。そこが「実りなき論争」となったのである。政治学の対象たる国家は権力である。従って、社会集団管理行為ではない。支配・被支配の關係に基づく権力行為であつて行政学の対象となる管理行為とは別個のものである。勿論、この両者は実際上は密接な關係にある。即ち、支配・被支配の統治||政治目的の上に集団管理も行われるのであるから。しかしそれにも拘らず概念を異にする二つの現象は一応は分けて考えられねばならない。しかるに国家社会の複雑化と生産の社会化現象につれて国家の諸行為も著しく管理的分野を拡大しつつあるのは文明国の一般的傾向である。このために国家の性格さえ變つてしまつたような錯覚を起すことを考えると、この區別は學問上は重要である。³⁾

機能概念としての国家概念は権力概念である。これを権力制度||支配形態||政治制度、権力機関、権力者||支配階級と大きく分けることが可能である。これらは夫々特定の現象を指すのであつて必ずしも同一のものではない。しかし、三つの概念が一つの社会現象の面を觀点を変えて眺めている場合であるなら、これらを混同して使用することは不適切であつても誤りとは言えない。しかるに、往々これら諸概念が異なる権力状況の下において混同されて使用されることがある。例えば民主制という政治制度||権力制度の下に権力分立制に基づくもろもろの権力機関がある、しかし、権力者は必ずしもブルジョアジーとは限らない。権力集中制という政治制度にあつて、権力者は必ず人民であるとはいえない。かといつて、それを官僚支配であるとも言ひ切れない。個々の概念だけ比較して大ざつぱに分類するのは危険である。

政治学が科学たるためには実践を通し権力の媒介によることは既述のところであるが、このことによつて政治学の科学性の論証は「権力への」あるいは「権力をめぐつての」闘争のうちに存在する。従つて、政治学の対象

たる国家は国家の社会実態概念の中に見出されるのではなく、機能概念—権力概念の中に見出されねばならない。現代政治学がいずれも研究の主対象を「権力」においているのも首肯できるであろう。⁴⁾

(1) 国家の概念の中に実態、機能の両概念がふくまれ得ることは前節で説明した通りである。実態概念として、その内容が、民族であるか、生産共同体であるか、国民であるか、これも政治実践の主体と関連されて重要な政治学のテーマとはなるが、政治学で問題とするのは、権力との関係においてのみ、これらの諸問題をとり上げるのである。独逸流の「国家学」乃至「国家論」と政治学の領域を異にするのは、この「権力」の問題をいかにとり上げるかの差異である。しかし、アメリカ流の「権力論」とも異なる。アメリカの「権力論」は「社会的勢力論」あるいは高々「パワー・エリート」論であつて、国家権力の実態を極力押しかくすのに努力している。英米流の政治学では国家と社会とを一元化して（多元的国家論の如き）革命の問題を進化の原則とすりかえている。国家と社会との相互関係を否定する経済主義は正しくはないが、さればとて政治が経済の上部構造であることを認めないのは歴史に忠実たる所以ではない。

(2) 政治学が科学として成立するためには「権力への実践」という課題を問題にしなければならぬ。従つて政治学の始祖として政治学史家はマキアベリを高く評価するのである。「科学の任務は、あくまで現実の分析に役立つことであつて、理想を構成することではない。この意味でマキアベリは、初めて、政治の科学的分析を確立したといわねばならない。とくにマキアベリの政治理論の特色は、あくまでそれが、政治的実践に結びついているということである」（今中次磨『西洋政治思想史』第二巻、二四頁）

(3) 集団内部の集団事務管理行為においても何らかの形態の強制制度、装置を必要とすることは説明するまでもない。ここに権力存在の契機を求めなのが英・米流の「権力論」である。ラスウェルは権力を「ある行為の型に違反すれば、その結果、重大な価値剝奪が期待されるような関係」（ラスウェル「権力と人間」・邦訳一五頁）と定義つけた。このような関係からは国家関係、政治学独自の研究領域は発見し得ない。

(4) われわれは無意識のうちに国家という言葉を使用しているが、そのいずれも一応国家現象の一面をとらえている。それだけに科学的正確さを欠くのである。最も警戒を要するのは「国家百年の計」などと使用される日本の国家観である。前節、本文で述べたように国Ⅱ家という倫理的・観念的結合が存在にまで拡大され「国家」の運命が家族共同体の運命と同一次元で考えられていたことである。「国家の発展・幸福」ということが直ちに人間社会生活の幸福とつながるとい

「言語魔術」が、それなりに社会的基盤をもっていたのである。家や「国家のしめつけ」から戦後解放されても、大衆という形で再度のしめつけの中に個人が放置される傾向を招いている。今日の大衆はかつての臣民ではない。しかし「社会」のしめつけと「国家」のしめつけとは単に手段・方法の差異であって、本質的には同一のものではなからうか。いわゆる「大衆社会論」をマルキシズムと対称的に見るよりも、国家に代って社会が出現するという、結局は国家Ⅱ社会観の下にある人間生活の実態研究として扱えた方が論議を発展させるものではなからうか。大衆社会が大衆国家を生み、独裁国家の基盤となるということは既に多くの学者によって説かれている。レーデラー「大衆の国家」、ノイマン「大衆国家と独裁」、コーンハウザー「大衆社会の政治」。

四 現代における国家論対立の意義と問題点

政治学固有の研究分野は「権力」「権力への実践過程」にある。慣用語によれば政策面の研究を主軸とする。

(独逸流の「国家学」に内包される国家政策Ⅱ Politik とは異なる)「権力」を対象とするのであるから、この権力の分析、実態の把握が第一に要求される。しかし、元来実践にもとずいて対象を求めて行くこの学問の性格からいって働きかける分野のみが強く意識される。エンゲルスが「国家は青銅の斧とともに博物館にまつりこまれる」とか、レーニンが「国家は眠りこむ」とか一見奇矯な表現も、彼等の実践対象とする権力が従って国家がいかなるものであるかを、社会的な背景の上で理解することによって始めて真意がわかるであろう。レーニンが既述のように「国家の問題はもっとも複雑、困難でおそらくブルジョア学者……によってもっとも混乱させられている問題の一つ」であるとしたのも、いわゆるブルジョア学者が代表する夫々の諸集団の社会的利害を権力へ反映させるためのイデオロギーの差異にほかならない。政治が人間の本来的、基盤的生活の上部構造である以上、国

家論として対立するイデオロギーも社会生活の本質的対立の反映である。国家論は二つの対立的イデオロギーを軸としてこれを衛星的にとりまく小矛盾の対立の複雑な理論として現れる。これら多数の小矛盾まで取りまとめ統一的国家論を打ち出すことは確かに困難であり、そこに国家の問題を混乱させている問題がある。社会内部の諸矛盾はしかし、すべてを同一のレベルにおいて見ることは正しくない。社会の構造そのものに根拠する基本的矛盾を主要矛盾とするならば国家論は今日では資本主義的国家論と社会主義的国家論に二分される。前者は現状維持を實踐目的とする権力認識であり後者は変革目的をもつ権力理論である。前者から国家権力の公平性、一般性、指導性の面が強調され、後者は権力の階級性、特殊性、搾取性を指摘する。このような場合集団の共同事務管理機能とそれに基づいて国家の超イデオロギー性を主張しても意味をなさない。何となれば、それは政治論を行政学の部面に押しやるだけであるから。

資本主義的国家観はその論理を追求することにさほど困難を生じない。世界の未だ多数の国々（人口数をいっているのではない）は資本主義的経済が指導的であって、これらの国ではただ現実を説明すれば足りるからである。—これらの国々では政治学は国家（政府）の政策が中心課題となる、この場合の實踐は独逸流の政策（Politik）である。

資本主義経済体制を変革して革命によって新しい社会生活秩序の建設を企図する場合、現に成功した国とは別個に、未だ闘われつつある国々の国家理論は闘争の實踐過程を反映して必ずしも一様であり得ない。「革命が輸出できない」ならば国家理論も同様である。さらに国際関係が二十世紀初頭とは大はばに変化した現代にあって實踐の対象たる国家（権力）も夫々の特殊条件の下にあることを無視することはできない。所謂「日本従属国論」と「日本帝国主義国家論」との論争も、日本国家が世界政治の中でどのような地位を占めているかの認識のいか

んにかかわる。キューバ危機に際し航空自衛隊のとった態度に在日ソビエト大使から日本国政府に抗議がなされた事実〔現代〕第七巻岩波書店、「現代の戦争」三三〇頁〕は、日本の安全とはほど遠いアメリカの本土危機が直ちに日本の危機として反映することを物語る。そのことから日本の国家の性格を読みとることも可能である。しかし、日本のように高度資本主義国が資本主義の発展法則に従って長く従属関係にはあり得ないという理論から日本帝国主義の復活が強く主張されるのである。この両論の分れるところはともに現在の世界情勢の下に日本の国家（権力）がいかなる地位を占めつつあるかの判断の差異によるものである。従属国論を政策理論とし、世界の対立矛盾を資本主義国家対社会主義国家とおくならば、そこには階級利益を中心として階級的同盟国の核実験には反対しないという論議の生れるのも一つの理論である。従属国においての社会的変革は国内問題にとどまり得ないからである。これに対し、従属的矛盾の中にもありながらも、独占資本が整備、建設されつつある国では、独占資本の自立の要求と対外国従属関係との矛盾の故に従属的独占資本は本来弱体である。国家権力に対し民主的圧力を加えることによって譲歩を求め、このような譲歩の積み重ねの上に革命の条件が深まるとする民主的「構造改革論」が主張される。

社会主義への移行が戦争か革命（ここでは断らないかぎり物理的の革命をいう）によってのみ可能であるならば、今日はそのいずれも事実上甚だ困難になってきたことが認められる。勿論核兵器の拡散が戦争を不可能にするというような甘い考え方は危険であるが、戦争そのものの及ぼす結果は傷ましいものであることも疑い得ない。社会主義への移行が「帝国主義戦争を内乱へ」の原則に基づいて行われるためには犠牲のあまりにも大きいことと、人類はそれが活きるために常に問題解決の方法を見出してきた進歩を見落してはならないであろう。（戦争継続による人間の損失を防ぐために、敢て原爆使用にふみ切ったというアメリカ政府の原爆投下の弁明は、いつ、いかなる時に再度原爆

が使用されるか、予測を許さない) 平和共存理論はこの時点において発生したのである。もし「戦争を内乱へ」という原則の第一前提たる戦争の阻止が国家(日本国憲法の表現に従えば政府)の重要な任務となるなら革命はその前提において困難となるはずである。平和共存理論は革命によらない革命(平和革命)の理論と表裏をなすものである。こうして国家権力理論も可成りの変革を免れないことになる。国内において今日では国家の権力装置としての役割りは十九世紀の比ではない。国内革命の事実上困難であることは国家間の戦争と軌を一にする。(このような考え方を、技術主義だとか、武器主義だとかいって直ちに日和見主義と非難する人もあろうが、このような現実の上に立って戦略戦術を組むことが大切である。東条的竹槍戦術を笑えないような火焰瓶戦術の愚をくり返すべきではない)

物理力による変革過程が著しく困難になった現在、国家観にも重大な変化が生じてきた。実践方法の変化がイデオロギーとしての国家(権力)観を変えたのである。「平和革命」の可能性という見透しをもつ「構造改革派」理論が特に強調される所以はそこにある。それと共にマルキシズムの発展的法則とされたレーニンの革命論、国家論の再検討、古典マルキシズムの再興という課題が革新理論家の中から提起されるにいたった。レーニン理論が優れて政略的であり、党派的事であることは何人も否定し得ない。それはそれなりに一つの時代の、一つの社会においてはイデオロギーであり、且つ科学であった。実践によって証明された限りでは。しかし、この理論を一般化し社会法則としてしまうことは特定イデオロギーの物神化ではないか、という反論となって具体化してきた。レーニンが小論「二重権力について」の冒頭で「あらゆる革命の根本問題は国家権力の問題である」(全集、第二巻二二頁)と述べ、革命はこの国家権力が「一つの階級の手から他の階級の手にうつること」であって、これが「革命の第一の、主要な標識である。」(「戦術にかんする手紙」全集第二四巻三七頁)との原則を立てたが、これに対しては一般に何等反対意見はない。しかしここでレーニンのいわゆる「国家権力」の実態をめぐって論争が生

起したのである。レーニンがエンゲルスを引用しながら *Macht* と *Gewalt* の区別をしながら一律に国家の本質を *Gewalt* 即ち、暴力としてのみ見ていることに、革命実践のための戦略理論を一般化した誤りを侵していると指摘されるにいたった。〔イデオロギー体系としての国家〕浅田光輝、思想、一九五九、第一〇号〕*Macht* と *Gewalt* との概念についてはエンゲルスが「国家において、人間を支配する最初のイデオロギー的 *Macht* があらわれる。社会は内外からの攻撃にたいして共同利益をまもるために一つの機関を作り出す。この機関こそ国家権力 (*Staatsgewalt*) なのがある」(マルエン選集、一五巻四九七頁)と述べているように国家の権力 (*Gewalt*) 存在の根拠を社会意識 (支配的イデオロギー) においている。この社会意識は今日ではブルジョアの特権利益が共同利益として「幻想的共同性」を有するものにほかならない。この経済的に支配する階級の特権利益が「国家意思」(「ドイツ・イデオロギー」)として固定され、これが逆に社会全般を法という形で規制し、これを強制する機関として「国家」(権力装置)が「特殊な公的権力」として現れるのである。国家が国家意思を作成するのではなく、国家意思(幻想であるか、どうかを問わず)が国家を道具として使用するのであるという。従って、レーニンが国家を「力の特殊組織」とか「特殊の暴力組織」とかに、せばめて考えてしまったが、「暴力は実は国家意思がみずからをつらぬきとおすための保障であり、手段」に過ぎないのであって、この関係を転倒させることは、けっきょく、レーニンの国家観の誤り、即ち彼の「国家機能論」あるいは、「国家機構論」のあやまりである。と(津田道夫「国家と革命の理論」六四頁)。暴力革命論の発生は国家論の誤りから発生すると主張される。このような論理からいえば、国家は国家意思(イデオロギー)であって、何人の国家意思が支配的になるかによって国家権力の性質も変化を生ずると結論される。勿論、今日の民主政治そのものの物神化を主張する考えは何人も、もってはいないのであるが、ともかく、このように社会意思が国家権力の基盤となるというならばこの現実に支配的な特

殊意思を真正の一般意思へと変革されせる手段として普通選挙を重要な制度とする民主政治の中に階級闘争を組み込むことが可能となるのである。

国家が現時点において革命の対象としてのみ論議されることの意義及び必要性については第一節に認めたように現代が変革期にあることからして当然のことである。政治学が実践の科学としての役割りからいえば、このような時期にあつてはイデオロギー的になるのも止むを得ない。こうして国家は実践の過程に應じて解釈を異にされるに到るであろう。レーニンの国家観が国家を暴力装置としてのみ理解したことにも、その時代の科学性があるのである。しかし、彼の国家論は国家を「機能」として見ることに理論的誤りがあるというのは果して如何なる意味であろうか。私が既に分類したように政治学の課題として国家を見る場合、国家はあくまで機能概念として捉えるべきである。この機能を遂行するに当っては、国家権力装置あり、また民主政治の制度もある、さらに権力を把握するものは総資本（独占ブルジョア一般）たることあり、あるいは労・農・兵ソビエツトたることもある。これらは、すべて実践の上から見た国家現象の一面たるに過ぎない。これら細分された国家概念は夫々組み合つて国家を形成するものであるが、それらの諸要素の一つに焦点をしばつて論議することも可能であり、かつは、これらの諸要素の内容は平行的に現象として出現するものではない。国家意思（イデオロギーとしての国家）は何人の意思であるのか、何人の特殊利益が幻想的共同意思となり得るのか、これは社会の勢力関係が決定すべき問題である。この勢力関係とは経済的強者と弱者との関係である。政治現象としての国家の機能は共同利益意思を強制する活動を国家が開始した時から始まる。現実の国家（強制権力）は社会意思を法の形で強制するものであるが、この社会意思がいうように特殊利益の「幻想的共同意思」であるならば、そこでは国家（強制権力）|| 権力者（独占資本）|| 共同利益（国家意思）の方程式が立てられるであろう。とするならば国家（Gewalt）と国家意

思 (Macht) とを分けることは一体どれだけの重要性があるのであろうか。試みに絶対制国家機能と民主制の夫れを夫々の機能要素に分析して図示すれば次のようになる。

〔絶対制〕 君主・官僚・軍隊(国家権力装置) Ⅱ 権力者(封建的特権階級) Ⅱ 朕は国家である(「国家意思」) ↓ 一般国民大衆

〔民主制〕 官僚・軍隊(国家権力装置) Ⅱ 権力者(独占資本一般) Ⅱ 法の支配(「国家意思」) ↓ 一般国民大衆

「構造改革論」にしても「イデオロギー」としての「国家論」にしても、ともに、現時の暴力革命あるいは「戦争を内乱へ」という革命方式が困難となったという現実を把えながら、しかも、社会変革は必至であり且つ、進めねばならないという実践の上に民主政治という制度—国家意思の内容を特殊利益から共同利益へと移し変える制度—に大きな期待をかけていることは充分理解できる。革命方式におけるイタリアの道はこのための一つの試論として高く日本で買われている。先きにも述べたように、これらの人々が一人として日本の現在の民主政治がこの役割りを果し得るとは信じていない。ここに、これらの論議がともすると議会主義の幻想をまき散らして民主国にあっても、依然として国家は国家(権力)であるという現実から目をそらさせる危険を伴うことは警戒されねばならないであろう。

(1) 独逸国家学の始祖ともいわれるブルンチュリーは政治学を広義の国家学の方野とし、(Politik als Wissenschaft) これを「国家生活、国家実践」即ち、「国家をその生活において、その発展におよびて、……観察する」(Bluntschli, J. K., Lehre vom modernen Staat, 1876, ss. 2-3)。このような考え方は今日でも本質的に変わってはいない。フッキーハーは「統治を科学としてよりもむしろ術として考えることで満足しなければならない」(Mayer, R. M., The Web of Government, 1953 秋永訳、上巻一三頁)

(2) コーリー「軍隊と革命の技術」(岩波書店) 参照。

今日の革命的・反革命的変革が殆んど「軍事クーデター」の形をとることは権力、特に軍事権力の役割りを端的に示して

いる。しかし、このことは既にエンゲルスによっても早くから指摘されていた『フランスにおける階級斗争』序文（一八
九五年、マル・エン選集、第五卷上、一五四頁以下）。エンゲルスは「国民間の戦争の条件が変化したとすれば、それ
おとらず階級斗争の諸条件も変化したのだ。……社会組織が完全に変革されるには、大衆自身がその変革にくわり、彼
等自身が問題の本質はなにか、なんのために彼らは身体と生命をかけて行動をおこすのかを、みずからすでに理解してい
なければならぬ」と述べ（前掲書一七四頁）、この手段を普通選挙制に見出している。これが誤って、エンゲルスをして
議会主義者とする論拠となったのである。しかし、彼は同書一七三頁で「しからば将来、市街戦はなんの役割りもえんじ
ないというのか？」と自ら設問して「全然いな」と答えている。革命か反革命かは、従って軍事権力体の「クーデター」
の内容にかかるとなる。職業的軍人は国家権力の中で最も反動的な分子であって、これが引き起した反乱は名を革命
と呼ぶとしても国民全体のためのものであるとはいえない。（朴革命政権）

五 結 び

独占資本主義体制の下にあっては国家が人間のあらゆる社会生活に干与し、統制を及ぼすに至った。しかし、
国家が人間生活―生活の基本部門たる物資生産の面―に干渉し計画的に経済的統制を行う、このような条件の下
にある国家の行動を「国家資本主義」と名付けるならば日本は絶対制国家においても優れて「国家資本主義」的
であった。独占資本主義は資本（総資本但し、生産諸力の飛躍的發展の過程で産業内部に、企業の集中・独占を生み出し、
この集中の過程で少数大企業の経営支配下に社会の生産手段の決定的大量が帰属し、総資本の立場といっても、それは少数独
占企業の利益を意味する。）と権力とのゆ着のほげしい状況を指すのであって、単に国家が私生活に干渉、指導、統
制するのは範疇を異にする。国家独占資本主義は国家が権力であると共に経営技術者の役割りをも持つにいた
る。ここに官僚と財閥とのくされ縁を生み政治の墮落を招く。絶対制国家における政党（議会＝ブルジョア）と

官僚との抗争理論たりし民主政治理論は今日では大きな変ぼうをとげているのである。(抗争面の切り捨て)民主政治を政治の機構としてその制度面を説き、この中から闘争理論的面を捨象してしまつたあとは、この政治形態は全く空洞化するにいたる。(アメリカの独立宣言に見られる「抵抗権」「革命権」の思想は今日の各民主国家憲法の中に見ることができない。僅かにボボロ座事件における第一第二審の裁判判決にこの片鱗が見られただけで終つた。)国家を権力と見るとき民主的政治行動も、その闘争の面を強調し、且つ意識しないことには、平和革命を期待する人々の要望に応えることはできないであらう。

独占資本主義の時代には資本主義の矛盾が尖鋭化し民主主義から反動へとブルジョアジーは方向転換するとレニン(レニンは次のように)。「民主主義から政治的反動への転換が新しい経済の上に独占資本主義(帝国主義は独占資本主義である)のうえに立つ政治的上層建築である。自由競争には民主主義が照応する。独占には政治的反動が照応する。……帝国主義は、民主主義一般、あらゆる民主主義の『否定』である」(「マルクス主義の漫画及び『帝国主義的経済主義』について」国民文庫版七三頁)と。しかし、このことから一足飛びに、だから独占資本の時代には民主主義は役に立たないといえるであらうか。レーニンも、経済的独立をかち得ない妻の離婚の権利が権利として意味を持ち得ない現象は認めているが、それ故に離婚の自由を法として宣告すべきでないという反論に対し、それは「民主主義一般と資本主義との関係をまるつきり理解していないことをしめしている」とし「被抑圧階級がその民主主義的権利を『行使』することが不可能であるような諸条件は、資本主義のもとでは……典型的という意味で普通の現象である」として資本主義社会の下にあってこそ「いかなる民主主義のもとでも婦人は依然として『家庭奴隷』であるといっている。しかし、それにも拘らず彼は「まったく物事を考える能力のない人間……だが、ここから次の結論をひきだしてくる。……民主主義は役に立たない。」(前掲書一七七一―一八頁)これ

に対しレーニンは「国家制度が民主的であればあるほど、それだけはっきりと労働者は悪の根本が資本主義であつて無権利でないことを知るのである」と。(同一一八頁) 独占資本は反動であつて、ブルジョア民主主義によつて与えられた人間の権利や自由さえ認めまいとする。独占資本主義のメルクマールはその反動性にある。それは国家権力の強化過程として現れる。しかし、その半面国民大衆の反動的支配への抵抗をも増大させる。多元社会を前提とする民主政治は、その多元性の故に今日権力への抵抗戦線を分裂せしめていることは否定できない。いかなる革命においても「公権力」に対抗する「私権力」としての革命権力の成長と、これが「公権力」(国家)との闘いに勝利を占めるのでなければ社会的変革は不可能である。国民大衆の分裂こそ「分割統治」のローマ以来の政治権力者(国家)の統治原則である。新しい社会を作るためには国民大衆が国家の本質と実態について正しい概念をもつことが大切ではあるが、政治学に専念する学者にとっては、学問の生命に関する問題である。¹⁾

(1) 日本の国家(権力)の反動化の現象は終戦後十数年、歴史的事実として記録的(法的に―「共同利益」として―)に追跡することができる。渡辺洋三著「憲法と現代法学」(岩波書店) 第二部「憲法問題の現実的課題」一一七―一五〇頁参照。